

【台風大雨による荒天時の対応について】

- 1 多摩南部地域(八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市のいずれか)に対して台風接近等による大雨警報、洪水警報、暴風警報のうちの2つ以上が発令されている場合、または特別警報が1つでも発令されている場合、

午前 7 時までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。

午前 10 時までに警報が解除された場合は、第 5 校時(13 時 10 分)から授業を行う。

午前 10 時現在、警報が解除されない場合は、自宅学習とする。

- 2 横浜線の運転状況について、登校時点で運休している場合は自宅待機とする。

その後、復旧した時点で、安全に注意して登校すること。

時間の目安は 1 に準じる形で授業を行う。

- 3 その他

1, 2 の場合、当該生徒の欠席及び遅刻については配慮する。

天候の状況によっては、早めに下校させる場合もある。

(備考)

※気象警報は、「気象庁ホームページの気象警報・注意報」

(参考URL http://www.jma.go.jp/jp/warn/319_table.html)

または「NHKの天気予報」により確認してください。

【大雪時の対応について】

- 1 多摩南部地域(八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市のいずれか)に対して大雪警報または暴風雪警報が発令されている場合、または特別警報が発令されている場合、

(以下省略)

※3行目以降の場合分け等の内容は【台風大雨による荒天時の対応について】と同じです。

注) 気象庁の発表する特別警報は：大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮（6種類）

警報は：大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮（7種類）